

# 財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅 貯蓄における育児休業等取得に伴う 預入中断期間の特例措置の拡充に ついて

# 財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充について

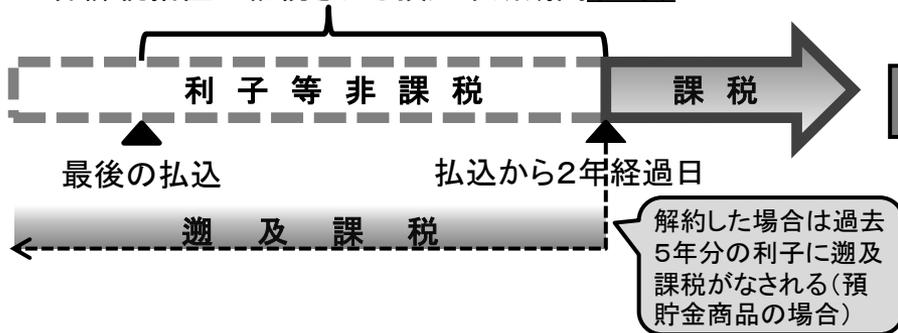
## 平成26年度税制改正大綱（平成25年12月24日閣議決定）の概要

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、勤労者が、3歳未満の子に係る育児休業等の期間等を記載した申告書を当該育児休業等を開始する日までに提出した場合には、当該育児休業等の開始の日の直前に金銭等の払込みをすべき日から当該育児休業等の終了の日の直後に金銭等の払込みをすべき日までの間は、金銭等の払込みがないときであっても、引き続き勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税措置を適用する。

（注）上記の改正は、平成27年4月1日以後に上記の申告書を提出する場合について適用する。

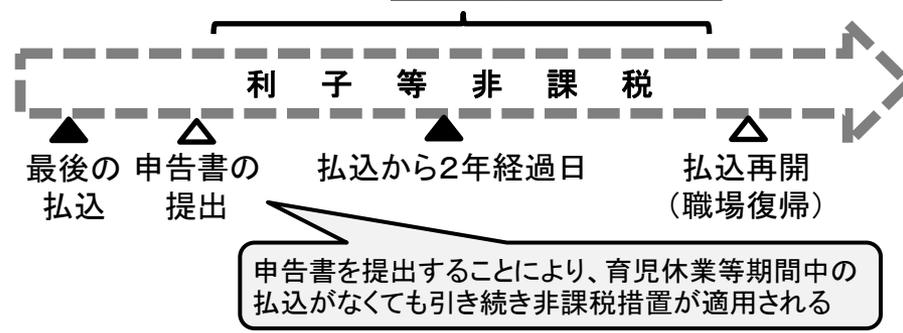
### 現行

非課税措置が継続される預入中断期間(2年)



### 今回の措置（平成27年4月1日～）

育児休業等期間(子が3歳に達するまで)



### 要望の背景

育児休業等の取得推進については、昨年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「女性が活躍できる環境整備を推進する」と位置づけられており、**育児休業等**を取得しやすい環境整備の促進は喫緊の課題。

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）抄

○女性のライフステージに対応した活躍支援

**子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかけるとともに…（以下略）**